

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律案に対する修正案

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一条のうち第二条の改正規定中「附則第九条」を「附則第八条」に、「附則第十二条」を「附則第十一条」に改める。

第一条のうち第七条の改正規定中「附則第十三条」を「附則第十二条」に改める。

第一条のうち第二十七条の改正規定中「附則第八条」を「附則第七条」に改める。

第一条のうち附則第五条の見出しの改正規定中「会社等への助成金の交付」を「会社の鉄道施設等の更新に係る無利子貸付け」に改め、同条第一項の改正規定のうち第三号中「第十三条第二項」の下に「若しくは第一号」を加え、同号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号中「（鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二条第一項に規定する鉄道事業の用に供する施設、設備又は車両をいう。以下この号において同じ。）」を削り、同号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 会社に対し、老朽化した鉄道施設等（鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二条第一項に

規定する鉄道事業の用に供する施設、設備又は車両をいう。以下この項において同じ。）の更新その他会社の経営基盤の強化に必要な鉄道施設等の整備に必要な資金に充てるための無利子の資金の貸付けを行うこと。

第一条のうち附則第五条第五項の改正規定中「及び第二号」を「から第三号まで」に改める。

第一条のうち附則第七条から第十一条までを二条ずつ繰り下げる改正規定中「第十三条」を「第十二条」に、「二条」を「一条」に改める。

第一条のうち附則第六条を改め、同条を附則第八条とし、附則第五条の次に二条を加える改正規定中「附則第八条」を「附則第七条」に、「次の二条」を「次の一条」に改め、附則第六条を削り、同改正規定のうち附則第七条第一項中「第五条第一項並びに」を削り、同条第五項中「附則第七条第一項第二号」を「附則第六条第一項第二号」に、「附則第七条第五項」を「附則第六条第五項」に、「附則第七条第一項の」を「附則第六条第一項の」に、「附則第七条第一項に」を「附則第六条第一項に」に、『附則第七条第一項』を『附則第六条第一項』に改め、同条を附則第六条とする。

第二条のうち附則第十三条を改め、同条の次に二条を加える改正規定のうち附則第十五条中「附則第五条

第一項第二号及び第三号」を「附則第五条第一項第三号及び第四号」に改める。

第三条のうち附則第十一条第二項第一号の改正規定中「附則第七条第一項第二号」を「附則第六条第一項第二号」に改め、同項第三号の改正規定を削り、同項第四号の改正規定中「第七条第一項第一号」を「第六条第一項第一号」に改める。

附則第一条ただし書中「第五条第二項」を「第六条第二項」に改める。

附則中第五条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

(地方税法及び租税特別措置法の一部改正)

第五条 次に掲げる法律の規定中「附則第七条」を「附則第八条」に改める。

一 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第三百四十九条の三第十八項

二 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第七十一条の二